

令和7年度 山地災害重点地域「能登半島南部」治山計画作成プロポーザル 実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 山地災害重点地域「能登半島南部」治山計画作成

(2) 発注者名

富山県（以下、発注者という。）

(3) 業務の目的

令和6年の能登半島地震や降雨による土砂生産等の状況を把握するため、「能登半島南部」の民有林を対象に、航空レーザデータを解析し、治山事業の全体計画をたてる。

(4) 業務内容

各項目の実施方法は別紙仕様書を標準とするが、発注者と協議の上、それによらない方法もできるものとする。

1) 航空レーザデータの解析

2) 治山全体計画作成

(5) 技術提案を求める内容

上記(4)に掲げた項目について技術提案書を提出すること。

(6) 履行期限 令和8年3月20日（金）

(7) 委託上限額 17,776,000円（消費税及び地方消費税含む）

参加表明書様式4号の「4 業務に係る費用とその内訳」には、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（上限額 16,160,000円）の110分の100に相当する金額を記載すること。

なお、委託先候補者との契約手続きにおいては、この上限額とは別に予定価格を設定する。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 富山県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（「森林土木」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」かつ、「測量」）を有する者であること。

- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく登録のある者であること。
- (3) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）に基づく登録のある者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第57条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 富山県建設工事等入札参加資格に係る富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他の対象業務」という）において、富山県土木設計業務等標準委託契約約款に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の補修の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、富山県建設工事等検査要綱に規定する修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ当該業務の完了期限経過後、委託契約約款に基づく業務完了の通知をしていない者でないこと。
- (10) 富山県入札監視委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 富山県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (13) 同種業務及び類似業務の実績として次の実績を有すること。
 - ① 同種業務：航空レーザ計測データを活用した治山全体計画作成など
 - ② 類似業務：航空レーザ計測データを活用した森林情報解析や地形解析など
- (14) 当該業務の実施体制
 - ① 配置予定の管理技術者は、技術士：「総合技術監理部門（森林土木）」、「総合技術監理部門（林業）」、「森林部門（森林土木）」、「森林部門（林業）」又は「建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）」、R C C M：「森林土木」又は「河

川、砂防及び海岸・海洋」のいずれかの資格を有すること。

② 委託の主要部について、再委託又は技術協力を行わないこと。

(15) 次の①から③に該当する者は、同一案件に同時入札することはできない。
同時入札が判明した場合は、警告又は富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

① 人的関係のある会社

② 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

③ 親会社の営業権の一部譲渡による入札参加資格を得た子会社と親会社

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 提出する書類

① 参加表明書 様式1号

② 参加要件資料 様式2号

(2) 参加要件資料記載上の留意事項

① 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規程に基づく登録状況を記載すること。

② 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

ア 専門分野は業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

イ 一人以上の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入しないこと。

ウ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

③ 同種または類似の業務実績

ア 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

イ 実績とは、公共機関等から発注された業務の元請けとし、揭示の日から過去5年までに完了した業務が該当する。

ウ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、揭示した対象業務において提案を求めている技術的事項を中心に記載すること。

④ 当該業務の実施体制

ア 配置予定の管理技術者について記載すること。

イ 配置予定の担当技術者の経歴等の状況中「最近の主な業務経歴」とは、業務経歴のうち揭示の日から過去5年までに完了した業務を対象とする。

ウ 再委託又は技術協力等の予定がある場合は記載すること。

- ⑤ 建設コンサルタント等の登録状況においては登録通知等、同種または類似の実績についてはテクリス登録の写しを添付すること。テクリス登録が無い場合は、契約書の写し及び履行内容が分かる書類を添付すること。
- ⑥ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(3) 担当課・問い合わせ先

〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階
富山県農林水産部 森林政策課森林整備係（治山担当）
TEL 076-444-3394
FAX 076-444-4428

(4) 参加表明書の提出期限及び提出場所並びに方法

- ① 提出期限 令和7年6月18日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前8時30分から午後5時15分まで）
- ② 提出場所 3（3）に同じ。
- ③ 提出方法 持参または郵送とする。
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（3）の担当者に確認すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに発注者に到達したものに限る。

(5) 技術提案書の提出者を選定するための基準

発注者は技術提案書の提出者を、次の基準に基づき選定する。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとする。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント登録 ・測量業者登録	・登録されているか
2 技術者の状況（専門分野別）	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格の職員がいるか
3 会社としての同種業務の実績	・同種業務の内容	・同種業務の実績があるか
4 配置予定の管理技術者	・管理技術者の状況	・配置予定者がいるか
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か（当該業務の主要部分を再委託することにならないか） ・再委託先の選択が適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か（技術協力を求めるのに妥当性があるか） ・技術協力を求める先の選択は適正か

(6) 非該当理由に関する事項

- ① 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として該当しなかった者に対しては、該当しなかった旨及びその理由（以下、非該当理由）を書面により、富山県農林水産部森林政策課長から通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に、書面により、富山県農林水産部森林政策課長（以下「森林政策課長」という。）に対して非該当理由について説明を求めることができる。
- ③ 非該当理由について説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法
 - ア 受付場所 3（3）に同じ
 - イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
（土、日及び休日は除く）
 - ウ 受付方法 原則としてFAXによる。

なお、到達したことを電話で3（3）の担当者に確認すること。また、請求は書面とし、回答を受ける担当者及び電話番号並びにFAX番号を併記すること。

(7) その他の留意事項

技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 提出する書類

①技術提案書 様式3号

②技術資料 様式4号

(2) 技術提案書記載上の留意事項

① 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

ア 主な業務経歴は、掲示の日から過去5年までに完了した業務を対象とする。

イ 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記載すること。

ウ 予定技術者として、本業務以外にプロポーザル方式で特定された業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後ろに「特定済」と記載すること。

② 技術者動員計画

技術者の職種は、必要となる職種を適宜設定すること。

③ 技術提案

技術提案は次の各項目について1ページ以内に簡潔に記載すること。

1 航空レーザ測量成果を活用した土砂生産の全容把握・解析手法

2 解析結果を活用した、治山計画、流域保全等に関すること

④ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種の業務実績、手持ち業務量については、これを証するテクリス登録、資格者証等の写しを添付すること。

⑤ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(3) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法

- ① 受付場所 3 (3) に同じ
- ② 受付期間 令和7年6月18日 (水)
- ③ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日及び休日は除く)
- ④ 受付方法 原則として、FAXとする。
- ⑤ 回答方法

技術提案内容に係る質問の場合は原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX等により回答する。

発注者が求める技術提案に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、富山県ホームページの農林水産部森林政策課のページのお知らせ欄にて公表する。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出部数並びに提出方法

- ① 提出期限 令和7年6月25日 (水)
- ② 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 提出場所 3 (3) に同じ
- ④ 提出部数 1部
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送とする

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3 (3) の担当者に確認すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに発注者に到達したものに限る。

(5) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ① ヒアリング予定日 令和7年7月1日(火)
具体的な時間割については、別途、参加者に連絡する。
- ② ヒアリング会場等 県庁会議室(予定)
各社15分(質疑応答含め20分。ただし、参加表明者数により短縮する
場合がある。)のプレゼンテーションにより、技術提案の優位性等を説明
すること。
- ③ ヒアリングの実施方法
ヒアリングの実施方法に関する事項は、別途、参加者に連絡する。

(6) 技術提案書を特定するための評価基準

発注者は技術提案書を、次の技術提案書評定基準に基づいて評価採点し、評価の合計結果が5割以上を有しており、かつ最も高い評価を得た1者を本業務の委託先候補として特定する。なお、技術提案書審査結果表は、契約締結後に公表するものとする。(ただし、業者名は特定した業者名のみ)

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定技術者の資格等 (50点)	管理技術者 (20点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種業務の実績	・当該業務の内容に近い業務実績があるか
		専任性	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者 【測量】 (10点) 【コンサルタント】 (10点) 【照査】 (10点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種業務の実績	・当該業務の内容に近い業務実績があるか
		専任性	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
業務に対する意欲 (20点)	専門技術力、コミュニケーション力、取組姿勢についてプレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断		・専門技術力、コミュニケーション力、取組姿勢（技術者動員計画など）が、当該業務を実施する上で妥当なものか
実施方針など (25点)	目的、条件、内容の理解及び手順や業務量の把握について、プレゼンテーションにより、妥当性を判断		・技術提案に優れかつ実施計画も技術提案の内容に沿った内容で優れているか
技術提案の内容 (65点)	技術提案の全体の的確性 (20点)		・技術提案を求める具体的な内容についての的確な提案となっているか
	技術提案の個別審査 (45点)	荒廃森林の全容把握・解析手法	・広域的な土砂生産状況を把握でき、流木の危険性の有無等が把握できるか
		治山全体計画のための情報分析手法	・既存施設の評価や有効利用を検討し効果的に治山施設の配置を計画する提案となっているか
評価の合計結果 (160点)			

(7) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、森林政策課長から特定した旨の通知を行い、予算額の範囲内、かつ、提案書とあわせて提出する今回の業務委託の見積額の範囲内で予定価格を設定し、随意契約を行う。

(8) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定しなかった旨及びその理由（以下「非特定理由」という）を書面により、森林政策課長から通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に、書面により、森林政策課長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ③ 非特定理由について説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

(9) その他の留意事項

- ① 提出された技術提案書は返却しない。
- ② 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- ④ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 関連情報を入手するための窓口 3 (3) に同じ
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。
- (4) 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができる。
- (5) 掲示内容の修正などがあった場合は、富山県ホームページに掲載する。

令和 7 年度 山地災害重点地域 「能登半島南部」 治山全体計画作成業務
仕 様 書

第 1 章 目 的

令和 6 年の能登半島地震等により土砂生産が頻繁に発生した、「能登半島南部」の民有林を対象に、航空レーザデータの解析により荒廃状況の実態を詳細に把握・分析し、山地災害重点地域総合対策（以下、重点地域総合治山対策という。）治山事業の全体計画をたてる。

第 2 章 履行期限

本業務の履行期限は、令和 8 年 3 月 2 0 日とする。

第 3 章 業務内容

本業務の対象は、別紙位置図に示す範囲（以下、「業務対象区域」という）とし、作業項目は以下のとおりとする。

1 航空レーザデータの解析

業務対象区域の詳細地形の把握など、全体計画作成に必要な解析を実施すること。

2 全体計画作成

全体計画の作成は、富山県農林水産部調査・測量・設計業務共通仕様書（令和 6 年 8 月版）に定めるもののほか、次の項目について照査すること。

重点地域総合治山対策は、山地災害危険地区に指定されており（荒廃危険山地の崩壊等の予防のみを実施する場合は、山地災害危険地区の危険度判定が「A」と判定されたものに限る。）、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されている地区で行うものであって、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するものとする。

（1）一級河川上流

（2）二級河川上流

（3）その他の河川又は地区で行うものであって、次のアからエまでのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものを対象として行うもの

ア 市街地又は集落（人家 10 戸以上）の保護

イ 主要公共施設

ウ 農地、ため池、用排水施設、魚場等

エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

第4章 成果品

納入すべき成果品は以下のとおりとする。

- 1) 報告書（A4判）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- 2) 電磁的記録媒体（報告書、航空レーザ計測データ）・・・ 1式
- 3) その他監督員と協議し必要と認められるもの

令和7年度 山地災害重点地域「能登半島南部」
治山計画作成業務 位置図

N
1:200,000

0 2.5 5 km

凡例

- 能登半島南部地域
- 治山計画作成業務範囲